

鈴鹿市いじめ防止基本方針概要

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- ◎教職員は、いじめをなくすために鋭い人権感覚を持って取り組みます。
- ◎児童生徒には、いじめの問題の重要性を理解させます。
- ◎いじめの問題に正しく向き合う児童生徒を育みます。
- ◎地域ぐるみで、いじめの問題に取り組みます。

*鈴鹿市立小学校及び中学校に在籍する児童生徒を対象とし、基本理念の実現を目指します。

2 「いじめ」とは

(1) 「いじめ」の定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

(2) 具体的ないじめの態様

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

(3) いじめのとらえ方

- ・いじめは、重大な人権侵害であり、人間として絶対に許されない行為である。
- ・いじめは、どの学校でも、どの児童生徒にも起こり得る問題であり、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなり得る。
- ・いじめは、学校の内外を問わず起こり得る問題である。
- ・いじめは、表面化した問題だけでなく、いじめにつながる小さな芽は、日常的に起こっている。
- ・いじめは、「いじめ」を行う子どもと「いじめ」を受ける子どもだけでなく、「いじめ」の行為を面白がって見ていたり、はやしたてたりする「観衆」や、見て見ぬふりをしている「傍観者」といった集団が存在する「四層構造」から成る、集団の課題としてとらえる。

3 いじめ防止等のための基本的な考え方

(1) いじめの未然防止について

いじめは、どの学校でも、どの児童生徒にも起こり得る問題であり、未然防止対策が、とりわけ重要なことを教職員は十分に自覚し未然防止対策を推進します。

(2) いじめの早期発見について

ささいな兆候であっても軽視せず、いじめではないかとの疑いを持って積極的にいじめを認知するとともに児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えます。

(3) いじめへの早期対処について

いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒を守り通す姿勢で臨み、「学校いじめ防止基本方針」にいじめの問題への具体的な対処要領を定めます。

(4) いじめの再発防止について

学校教育活動全体を通じ、いじめを許さない学級づくり・集団づくりを見直す等、指導や取組の改善を行い、いじめを生まない学校風土の再構築を図ります。

(5) インターネットや携帯電話等の利用

児童生徒には、インターネットや携帯電話等の正しく安全な利用方法等を学ぶ情報モラル教育を推進します。

(6) 児童生徒に育みたい力

児童生徒に、「いじめは絶対に許されない行為であること」を理解させ、いじめの問題に主体的に行動できる力や自他の命を大切にする力などを育みます。

(7) 家庭の役割について

保護者には、いじめのサインを見過ごさないようにする姿勢や、子どもが悩みを打ち明けやすい雰囲気作りに努めていただくことを働きかけます。

(8) 学校・家庭・地域との連携について

学校運営協議会の活用など、学校、家庭、地域が相互に連携協力して児童生徒を見守り、いじめの根絶に向けた地域ぐるみの取組や気運の醸成に取り組みます。

(9) 幼稚園・保育所等や放課後等の活動団体との連携について

就学前の幼児期や放課後児童クラブ、放課後子ども教室、スポーツ少年団活動等の活動団体の指導者と情報共有を図る等、連携した対応を行います。

(10) 関係機関との連携について

警察、児童相談所、医療機関、法務局等の関係機関と連携した対応を講じるとともに、鈴鹿市青少年対策推進本部でも情報共有や必要な対策等の検討を行います。

(11) 教職員の資質向上と大人の意識の向上

教職員へのいじめの問題についての研修会を開催し、いじめの問題への適切な対応方法等について研鑽を深める機会を設ける等、教職員の資質向上を図ります。

(12) 日常の点検と評価

学校は自己評価や学校運営協議会による学校関係者評価を適切に行い、学習指導や生徒指導等の在り方の工夫改善にP D C Aサイクルを生かして取り組みます。

4 鈴鹿市のいじめ防止等の方策

	市教育委員会での取組等	学校での取組等
未然 防止 に 向 け て	<p>①教職員等を対象とした取組 研修会や情報交換等による教職員の資質向上</p> <p>②児童生徒を対象とした取組 いじめの問題等の意見交換や実践交流とともに情報モラル教育の推進</p> <p>③広報啓発に関する取組 児童生徒、教職員、保護者への啓発資料の作成や啓発活動の実施</p> <p>④家庭・地域や関係機関と連携した取組 コミュニティ・スクールによる開かれた学校づくりや地域ぐるみの取組の推進</p>	<p>①学校いじめ防止基本方針の策定 基本的な方向性や取組内容、学校運営協議会等との連携やホームページでの公表</p> <p>②学校経営における位置づけ 生きる力を培う教育活動の充実とともに学校種間や地域との連携</p> <p>③教職員等を対象とした取組 いじめ問題等への校内研修の実施やいじめを訴えやすい体制づくり</p> <p>④児童生徒を対象とした取組 児童会・生徒会による取組及び互いに認め合える人間関係や学校風土づくり</p>
早期 発見 及び 対処 に 向 け て	<p>①早期発見に向けた支援 定期的ないじめについてのアンケート調査の実施や指導及び相談体制の支援</p> <p>②初期対応での支援 問題の原因解明や対応策等への支援や関係機関等との連携</p> <p>③児童生徒に関わる支援 子ども家庭支援課の臨床心理士等と連携した心のケア等の支援</p> <p>④問題解決に向けた支援 学校問題解決支援チームによる支援や専門機関等との連携</p> <p>⑤再発防止に向けた支援 仲間づくりの取組や校内体制の改善など、再発防止策への指導・助言</p>	<p>①早期発見に向けた取組 児童生徒や保護者との信頼関係の構築や教職員間等での情報共有</p> <p>②初期対応での取組 迅速で丁寧な客観的事実関係の把握や家庭と連携した対応</p> <p>③児童生徒への指導や支援 いじめの背景等、児童生徒を多面的にとらえた問題の解決</p> <p>④組織的な対応 管理職への迅速な報告や全教職員による情報共有及び対応策の実施</p> <p>⑤学校でのいじめ相談 校内での相談窓口の明確化や相談手段の工夫等による相談体制づくり</p>

5 市教育委員会等と学校との連携協力

(1) 市教育委員会及び学校と福祉部局との連携

保健福祉部子ども家庭支援課等と連携した相談体制や家庭支援を行います。

(2) 研修の実施

ネットトラブルなど新たな課題に対応する研修講座等を実施します。

(3) 共生社会の実現に向けた方策

多文化共生やインクルーシブな教育の視点に立った取組を推進します。

(4) 取組の評価・点検及び学校運営改善の実施

取組の点検・評価及び取組状況の公表や校内体制の見直しなどに努めます。

6 鈴鹿市のいじめ防止等のための組織等

学校	「学校いじめ防止対策連絡会議」
	◇主な機能 ・学校基本方針に規定する取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行等 ・いじめに関する情報や重大事態が発生した際の情報収集及び事実の調査
教育委員会	「鈴鹿市いじめ問題対策連絡協議会」
	◇主な機能 ・いじめの防止等に関する機関及び団体による対策等の連携 ・いじめの現状の情報の共有及び分析
市長部局	「鈴鹿市いじめ問題解決支援委員会」
	◇主な機能 ・市の基本方針に基づくいじめの防止等のための調査研究、審議 ・学校におけるいじめの事案等の調査や重大事態に係る調査
市長部局	「鈴鹿市いじめ調査委員会」
	◇主な機能 ・市教育委員会の重大事態に係る調査の結果についての調査審議 (再調査)

7 重大事態への対処

<重大事態>

- ①生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

<対処>

- ①学校は、重大事態が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告します。
- ②教育委員会又は学校は、重大事態の事実関係を明確にするための調査を行います。
- ③教育委員会は、調査結果について市長に報告します。
- ④市長は、重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、再調査を行います。

8 鈴鹿市のいじめ相談窓口

- | | |
|---------------|------------------------------------|
| ・いじめSOS電話 | 382-9250 |
| ・いじめSOSメール | e-mail:ijime-sos@city.suzuka.lg.jp |
| ・子ども家庭支援課相談電話 | 382-9140 |
| ・子ども人権相談 | 384-7422 |

鈴鹿市教育委員会（担当：教育支援課）〒513-8701 鈴鹿市神戸一丁目 18-18
電話 059-382-9055 FAX 059-382-9053 e-mail: kyoikushien@city.suzuka.lg.jp
<http://www.city.suzuka.lg.jp/kyoiku>（「鈴鹿市いじめ防止基本方針」を掲載しています。）